

設計業務等委託契約に係る契約書様式【金銭保証用】の改正について

新旧対照表

旧	新
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、対象業務の業務委託料の10分の1以上としなければならない。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>乙は、前項ただし書の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)</u>であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、<u>甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)</u>は、対象業務の業務委託料の10分の1以上としなければならない。</p> <p>4～7 略</p>
<p>(前金払)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な前払金支払請求書を受領したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払わなければならない</p>	<p>(前金払)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 <u>乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p>3 甲は、<u>第1項の規定により乙の提出する適法な前払金支払請求書を受領したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払わなければならない</u></p>

い。

3～6 略

7 甲は、乙が第4項又は第5項の期間内に超過額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期日を経過した日から返還をする日までの期間に応じ、返還しなかった金額に当該期日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(前払金保証契約の変更)

第36条 乙は前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、前払金保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 略

3 略

(甲の催告によらない解除権)

第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(9) 略

(10) 乙(乙が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下

ない。

4～7 略

8 甲は、乙が第5項又は第6項の期間内に超過額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期日を経過した日から返還をする日までの期間に応じ、返還しなかった金額に当該期日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(前払金保証契約の変更)

第36条 乙は前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、前払金保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 略

3 乙は、前2項の規定による変更後の保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 略

(甲の催告によらない解除権)

第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(9) 略

(10) 乙(乙が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下

この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 略

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ・キ 略

(11) 略

(解除に伴う措置)

第49条 乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条の規定による前払金があったときは、解除が第42条、第43条又は次条第3項の規定によるときにあつては当該前払金の額(第38条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除

この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。

ウ 略

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ・キ 略

(11) 略

(解除に伴う措置)

第49条 乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条の規定による前払金があったときは、解除が第42条、第43条又は第50条第3項の規定によるときにあつては当該前払金の額(第38条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を

した額)に、前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該前払金の支払を受けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を利息として付した額を、解除が第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金(第38条の規定による部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、乙は、解除が第42条、第43条又は次条第3項の規定によるときにあっては当該余剰金の額に前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に当該前払金の支払を受けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を利息として付した額を、解除が第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては当該余剰金の額を甲に返還しなければならない。

3・4 略

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ当該各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第42条、第43条又は

控除した額)に、前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該前払金の支払を受けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を利息として付した額を、解除が第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金(第38条の規定による部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、乙は、解除が第42条、第43条又は第50条第3項の規定によるときにあっては当該余剰金の額に前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に当該前払金の支払を受けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を利息として付した額を、解除が第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては当該余剰金の額を甲に返還しなければならない。

3・4 略

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ当該各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第42条、第43条又

次条第3項の規定によるときにあっては乙が負担し、第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては甲が負担する。

(2) 略

6 略

7 第3項前段に規定する乙の執るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条、第43条又は次条第3項の規定によるときにあっては甲が定め、第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する乙の執るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

は第50条第3項の規定によるときにあっては乙が負担し、第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては甲が負担する。

(2) 略

6 略

7 第3項前段に規定する乙の執るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条、第43条又は第50条第3項の規定によるときにあっては甲が定め、第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する乙の執るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(相殺)

第49条の2 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は甲が指定する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第55条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第55条 契約において書面により行わなければならないこととされている指示等は、各種法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。



設計業務等委託契約に係る契約書様式【役務的保証用】の改正について

新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前金払)</p> <p>第34条 略</p> <p><u>2</u> 甲は、<u>前項</u>の規定により乙の提出する適法な前払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>3～6</u> 略</p> <p><u>7</u> 甲は、乙が<u>第4項</u>又は<u>第5項</u>の期間内に超過額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期日を経過した日から返還をする日までの期間に応じ、返還しなかった金額に当該期日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p>	<p>(前金払)</p> <p>第34条 略</p> <p><u>2</u> <u>乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3</u> 甲は、<u>第1項</u>の規定により乙の提出する適法な前払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>4～7</u> 略</p> <p><u>8</u> 甲は、乙が<u>第5項</u>又は<u>第6項</u>の期間内に超過額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期日を経過した日から返還をする日までの期間に応じ、返還しなかった金額に当該期日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p>
<p>(前払金保証契約の変更)</p> <p>第35条 乙は<u>前条第3項</u>の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、前払金保証契約を変更し、</p>	<p>(前払金保証契約の変更)</p> <p>第35条 乙は<u>前条第4項</u>の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、前払金保証契約を変更し、</p>

変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 略

3 略

(甲の催告によらない解除権)

第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(9) 略

(10) 乙(乙が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するときは、

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 略

3 乙は、前2項の規定による変更後の保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 略

(甲の催告によらない解除権)

第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(9) 略

(10) 乙(乙が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するときは、

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。

エ 略

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ・キ 略

(11) 略

(解除に伴う措置)

第49条 乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、解除が第42条、第43条又は次条第3項の規定によるときにあつては当該前払金の額(第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に、前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該前払金の支払を受けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を利息として付した額を、解除が第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあつては当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金(第37条の規定による部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分

ウ 略

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ・キ 略

(11) 略

(解除に伴う措置)

第49条 乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、解除が第42条、第43条又は第50条第3項の規定によるときにあつては当該前払金の額(第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に、前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該前払金の支払を受けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を利息として付した額を、解除が第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあつては当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金(第37条の規定による部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分

委託料の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、乙は、解除が第42条、第43条又は次条第3項の規定によるときにあっては当該余剰金の額に前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に当該前払金の支払を受けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を利息として付した額を、解除が第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては当該余剰金の額を甲に返還しなければならない。

3・4 略

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ当該各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第42条、第43条又は次条第3項の規定によるときにあっては乙が負担し、第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては甲が負担する。

(2) 略

6 略

7 第3項前段に規定する乙の執るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条、第43条又は次条第3項の規定によるときにあっては甲が定め、第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する乙の執るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

8 略

委託料の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、乙は、解除が第42条、第43条又は第50条第3項の規定によるときにあっては当該余剰金の額に前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に当該前払金の支払を受けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を利息として付した額を、解除が第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては当該余剰金の額を甲に返還しなければならない。

3・4 略

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ当該各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第42条、第43条又は第50条第3項の規定によるときにあっては乙が負担し、第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては甲が負担する。

(2) 略

6 略

7 第3項前段に規定する乙の執るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条、第43条又は第50条第3項の規定によるときにあっては甲が定め、第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する乙の執るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

8 略

(相殺)

第49条の2 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は甲が指定する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第55条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第55条 契約において書面により行わなければならないこととされている指示等は、各種法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。